

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(二件)

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

保険医の登録

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

出納長の権限に属する事務の委任

◇ 告 示 砂利採取業務主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第五百六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宝ヶ瀬地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年九月十三日現在の地番による。)
大字西尾原字宝ヶ瀬	大字西尾原字宝ヶ瀬のうち六九の一、七〇、七一、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字平岡字東宝ヶ瀬	大字平岡字東宝ヶ瀬二〇三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二〇三と一体をなす国有地の一部
大字平岡字荒神谷	大字平岡字荒神谷のうち一八二の一、一八二の二、一八二の三の一部、一八三、一八四の一、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字平岡字東宝ヶ瀬	大字平岡字東宝ヶ瀬のうち二〇三から二〇五まで、二〇七から二〇九までの一部、二一〇の八、二一一、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字平岡字林ヶ谷	大字平岡字林ヶ谷のうち二三一の一部、二三二の一部、二三三、二三四の一部、二三五の一部、二三六の二から二三六の三までの一部、二三七から二三九までの一部及びこれら

<p>大字平岡字下宝ケ瀬</p>	<p>大字平岡字上宝ケ瀬</p>	
<p>大字平岡字下宝ケ瀬のうち二六二、二六三の一部、二六四、二六五の一部、二六六の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字平岡字上宝ケ瀬のうち二四〇の一の一部、二四三の一の一部、二五五の一部、二五六、二五八の一部、二五九、二六〇、二六一の一から二六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字平岡字林ケ谷二三一の一部、二三二の一部、二三三、二三四の一部、二三五の一部、二三六の一から二三六の三までの一部、二三七から二三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字平岡字西宝ケ瀬三二〇の一部、三一七の一、三一八、三二〇、三二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>らと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西尾原字宝ケ瀬六九の一、七〇、七一、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字平岡字荒神谷一八二の一、一八二の二、一八二の三の一部、一八三、一八四の一、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字平岡字東宝ケ瀬二〇三の一部、二〇四、二〇五、二〇七から二〇九までの一部、二一〇の八、二一一、二一二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字上宝ケ瀬二四〇の一の一部、二四三の一の一部、二五六の一部、二五九の一部、二六〇の一部、二六一の一から二六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字下宝ケ瀬二六二、二六三の一部、二六四、二六五の一部、二六六の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>昭和五十九年八月三日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>鳥取県告示第五百六十三号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による二部地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p>	<p>大字平岡字西宝ケ瀬</p> <p>大字平岡字荒神谷一八二の一、一八二の三と一体をなす国有地の一部 大字平岡字林ケ谷二三一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字平岡字上宝ケ瀬二五五の一部、二五六の一部、二五八から二六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字平岡字西宝ケ瀬三〇六の一の一部、三〇七から三〇九まで、三一〇の一部、三一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字平岡字西宝ケ瀬のうち三〇六の一の一部、三〇七から三一〇まで、三一〇の一、三一〇の二、三一五、三一六、三一七の一部、三一八、三二〇、三二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年五月六日現在の地番による。）
二部字川向	二部字川向のうち四三六の二の一部、四三七の一部、四三八、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 二部字上犬嶋四四五の一部、四四七の二の一部、四四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字下河原五二〇の一部、五二一、五二二、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
二部字上犬嶋	二部字上犬嶋のうち四四四から四四六まで、四四七の二から四四七の三まで、四四八から四五〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二部字下河原	二部字下河原のうち五一五の二の一部、五一六、五一七、五一八の一部、五一九の二の一部、五二〇の一部、五二一、五二二、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 二部字川向四三六の二の一部、四三七の一部、四三八、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字上犬嶋四四四、四四五の一部、四四六の一部、四四七の二から四四七の三までの一部、四四八、四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
二部字上河原	二部字上河原の全域 二部字上犬嶋四四六の一部、四四七の三の一部、四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字下河原五一五の二の一部、五一六、五一七、五一八の一部、五一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西川延命堂薬局	米子市富士見町二丁目二一五	昭和五十九年七月十六日

鳥取県告示第五百六十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
南 家 医 院	境港市渡町一一六二一一	昭和五十九年六月三十日

鳥取県告示第五百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中尾小児科医院	米子市西福原二〇一	昭和五十九年七月二十五日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	昭和五十九年七月十七日
入江 医 院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	昭和五十九年七月二十八日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	昭和五十九年七月二十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町二丁目二二	昭和五十九年七月十六日
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	昭和五十九年六月二十四日

鳥取県告示第五百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中島 匡博	鳥医第三、〇八八号	昭和五十九年七月二日
原田 友一郎	鳥医第三、〇八九号	"
孝田 雅彦	鳥医第三、〇九〇号	"
徳本 明秀	鳥医第三、〇九一号	"
田中 慎一郎	鳥医第三、〇九二号	"
本城 一郎	鳥医第三、〇九三号	"
広川 健	鳥医第三、〇九四号	"
岸野 優	鳥医第四六六号	"
中村 準一	鳥医第三、〇九五号	"
坂本 泉	鳥医第三、〇九六号	"

老松克博	鳥医第三、〇九七号	〃
小濱美昭	鳥医第三、〇九八号	昭和五十九年七月四日
吉田泰之	鳥医第三、〇九九号	〃
森英俊	鳥医第三、一〇〇号	〃

鳥取県告示第五百六十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十九年九月四日 午前十時から午後三時まで 米子市 米子市勤労青少年ホーム

昭和五十九年九月五日 〃 〃 米子市住吉公民館

昭和五十九年九月六日 〃 〃 米子市義方公民館

昭和五十九年九月十日 〃 〃 米子市就将公民館

昭和五十九年九月十一日 〃 鳥取県立米子図書館

昭和五十九年九月十二日 〃 米子市啓成公民館

昭和五十九年九月十八日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで 国立米子病院

〃 午後一時から午後二時まで 労働福祉事業団山陰労災病院

〃 午後二時三十分から午後四時まで 鳥取大学医学部附属病院

昭和五十九年九月十九日 午前十時から午後二時まで 鳥取県立米子図書館

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町から同町が行う土地改良事業に係る宝ヶ瀬地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る二部地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月二十三日 鳥取県指令受都計第四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字後藤川上二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大谷町一八一―一

田中敏行

鳥取県告示第五百七十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年四月九日 鳥取県指令受都計第六十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字二番川中、字二番川灘、字三番川中、字三番川二及び字三番川灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原四〇一

株式会社ビー・エス・エス企画

社長 野坂隆三

鳥取県告示第五百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同法第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十九年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期 日	会 場
「民謡の夕べ」 「津軽をうたう」	昭和五十九年九月四日	境港市民会館
パリ・木の十字架 少年合唱団演奏会	昭和五十九年十二月十二日	鳥取市民会館
	昭和五十九年十二月十三日	倉吉福祉会館
	昭和五十九年十二月十四日	米子市公会堂

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 石本富正

三 委任期間

昭和五十九年八月一日から同年十二月二十四日まで

公 告

昭和59年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和59年8月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中 松 茂 渡 美 治 龜 山 光 男
中 本 純 一